

第 20 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成：17年6月27日

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：9：58～11：56

議 事 次 第

1．開　　会

2．農村振興局長あいさつ

3．議　　題

（1）平成16年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

（2）中山間地域等直接支払制度の新たな対策について

（3）中山間地域等直接支払制度の特認基準について

（4）中山間地域等の総合的な振興について

その他

4．閉　　会

- 中山間地域振興室長 それでは、まだ10時になってないようですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから第20回中山間地域等総合対策検討会を開会いたします。

私、中山間地域振興室長の水間でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座長よりよろしくお願いいたします。

- 佐藤座長 おはようございます。本日の会議につきましては、12時までを予定しております。よろしくお願いいたします。

それから、ご案内のように、夏は軽装ということで、ノーネクタイ等々お許しいただきたいと思います。

今日は、中山間地域等の総合的な振興についてのご審議をいただきますので、専門委員として広島国際大学社会環境科学部、地井昭夫教授、それから東京大学大学院農学生命科学研究科の永田信教授にも参加いただいております。よろしくお願いいたします。

本日、服部委員はご欠席です。

それでは、まず初めに、農村振興局長よりご挨拶をお願いいたします。

- 農村振興局長 おはようございます。農村振興局長の川村でございます。本日は第20回の中山間地域等総合対策検討会ということでございますが、ひとことご挨拶させていただきます。

ご多忙中にも関わらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。これまでも中山間地域の振興対策につきまして貴重なご意見をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

もうご案内のとおりでございますが、私どもの農政全般につきまして、新しい方向ということで昨年より検討が進められてまいりまして、本年3月に新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定をされたところでございます。この新しい基本計画におきましては、地域振興政策といたしまして、資源の保全管理施策の構築、それから都市と農村の共生対流の促進と並びまして、この中山間地域等の振興施策を総合的に推進するとともに、特に耕作放棄地の発生を防止しまして、多面的機能を発揮するために農業生産の不利を補正するための施策を引き続き実施するということが明記されたところでございます。

本日は平成16年度、昨年度の中山間地域等の直接支払制度の実施状況をまずご報告いたしますし、また本年度から新たな直接支払制度ということで改善を加えましてスタートしておりますので、その概要。それからまた、それに基づきまして都道府県の特認基準ということでまた動きがございますので、これについてもご報告をさせていただき、ご審議いただきます。それから、最後は、中山間地域の総合的な振興ということでの議論をいただきたいと思います。と思っています。

今も申し上げました新しい中山間地域等の直接支払制度でございますが、昨年度この

検討会でご議論をいただきまして、制度の検証と課題の整理を行っていただいたわけですが、それを踏まえて、特に将来に向けた取組の充実ということを念頭に制度の改善を行ったところでございます。現在、各集落におきまして協定の締結に向けての将来の将来像あるいは活動目的ということで活発な話し合いが行われていると聞いております。この新しい施策につきましても前期対策以上の取組が期待されているところでございます。

いずれにしましても、このような状況の中で新たな基本計画の着実な実施を図るということで、この検討会のご議論を踏まえながら私どもも努めて参りたいと思っておりますので、委員の皆様方にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料を確認したいので、事務局からお願いいたします。

○中山間地域振興室長 お手元にあります資料の一覧でありますけれども、まず、資料1が16年度の直接支払制度の実施状況の（案）、それから資料2、その概要。それから、資料3は中山間地域等直接支払制度の新たな対策の概要。それから、資料4-1と2ですけれども、都道府県の特認基準の新設、追加・変更について。それから、その参考であります、16年度までに設定いたしました都道府県それぞれの特認基準の概要。それから、最後に資料5としまして中山間地域等の総合的な振興のあり方ということでございます。

○佐藤座長 以上、資料、お手元でございますでしょうか。もう1つ、最後の厚いやつがあるんですが、それは、皆さんにいつてるのでしょうか。

○中山間地域振興室長 これは委員の方々のみで、これから、今、公表の作業を進めておりますけれども、各県から挙げていただいた優良事例集、今、作業中です。とりあえず暫定的なものを委員の方々にはお届けしておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○佐藤座長 お手元でございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

先程、農村振興局長のご挨拶にもありましたように、本日の議題は平成16年度中山間地域等直接支払制度、これは旧対策ですが、実施状況について。それから、2番目に、中山間地域等直接支払制度の新たな対策について。そして、3番目には、中山間地域等直接支払制度の特認基準についてご審議いただき、最後に、中山間地域等の総合的な振興についてご審議いただくということを予定しておりますので、順次この議題に沿いまして事務局からご説明いただき、そしてご質問ご意見をいただくというふうにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題でございます平成16年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

について、事務局から説明をお願いいたします。

- 地域振興課長 地域振興課長の大原でございます。平成16年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況につきまして、資料1に基づきまして簡単にご説明申し上げます。

資料1の第1ページ、平成16年度の取組状況でございます。実施市町村数ですが、集落協定及び個別協定を締結する上での指針となります基本方針を平成16年度に新たに策定した市町村は、4つ増えまして、総数で1,987市町村でございます。なお、ただし書きで注書きに書いてますが、平成16年度に市町村合併する前の市町村の数でして、平成16年度末現在では446市町村減少いたしまして、この1,987が1,541市町村になる予定でございます。

次に、交付対象市町村数と交付市町村数について申し上げます。基本方針を作った後で実際に交付した市町村、また対象となり得る市町村数の数でございます。まず、実際に交付した市町村の数ですが、平成16年度には1,906で4つ増えました。また、対象市町村数ですが、2,044ということで3つ増えたわけでございます。対象市町村数に占める交付市町村数の割合は93%でございました。先程、申しましたように、町村合併で交付市町村数、対象市町村数はそれぞれ減るわけですが、実際の16年度における交付市町村数、対象市町村数は表のとおりでございます。

2ページは協定数でございます。まず最初に、平成16年度末の協定締結数ですが、表にありますように、平成15年度末に締結されました3万3,775協定に194協定が加えられて、0.6%増の3万3,969協定が存在したのでございます。

その特色でますが、特に、の集落協定の第2パラグラフに、「ブロック別に見ると」と書いてありますが、ブロック別に見ますと、最も多いのは中国四国ブロックの9,957協定で、全集落協定数の30%を占めており、次いで九州の6,922協定で、全集落協定数の21%となっており、両ブロック16県で全集落協定数の約5割を占めているのが特徴でございます。以下、表の中でご確認いただければ幸いです。

3ページですが、今度は協定の締結面積でございます。協定締結面積は、平成15年度末が66万2千ヘクタールでしたが、平成16年度末は66万5千ヘクタールとなって、3千ヘクタール増、0.5%の増でございました。

4ページに進ませていただきます。今度は協定締結面積を地目別に見たものでございます。表にあるとおりですが、特色といたしましては、の第2パラグラフに書いてますが、地目別の割合では北海道においては草地が89%を占め、都道府県においては田が74%を占めているのが特色でございます。

4ページの下の方の でございますが、全国の協定締結率、対象農用地面積に対する協定締結面積の割合をはじいたもので、全国では85%でございました。これを地目別に見ると、田が81%、畑が65%、草地が95%、採草放牧地が92%となっております。畑の協定締結率は平成15年度と比べて0.4ポイント増加しておりますが、65%と他の地目に比

べて低い状況になっております。具体の図表は次の5ページですので、ご確認いただければ幸いです。

あとは、ちょっと細かな資料ですので説明は省略させていただきますが、6ページには協定締結面積を地目別、また急傾斜地などの交付基準別に表にしたものを掲げさせていただきます。

また、7ページは平成16年度の協定締結率を地目別、交付基準別に表にさせていただいたものを入れさせていただきます。

8ページは農振農用地区域への編入状況についてご報告させていただきます。まず、最初に、(3)の農振農用地区域への編入ですが、平成16年度末までに農振農用地区域への編入を行った市町村数は505市町村、また、編入された面積は1万1,499ヘクタールになっております。表で見いただきますと、左の北海道と書いてありますが、その右上の方に農振農用地区域への編入を行った市町村の数がH15とH16では、全国の欄にございますように、H15は609であったものが、H16は505となっております。また、表中の真ん中あたりに農振農用地区域への編入面積(ヘクタール)が出ておりまして、平成15年、全国では1万1,354ヘクタールであったものが平成16年には1万1,499ヘクタールとなっているのでございます。

この8ページの下の方に(4)といたしまして、既耕作放棄地の取扱いがでございます。既耕作放棄地の取り込み状況を見ますと、474ヘクタールの既耕作放棄地の復旧が計画されまして、平成16年度末までに全てにおいて復旧を完了いたしました。また、林地化につきましても、29ヘクタール林地化が計画され、平成16年度末までにその全てにおいて林地化を完了いたしました。表を見させていただきますと、表の上の既耕作放棄地の復旧面積(ヘクタール)が、全国で平成16年度473.7ヘクタールが計画され、その全てが復旧済面積となっております。同じように、林地化面積におきましても29.3ヘクタールが計画され、29.3ヘクタールが林地化済となっているものでございます。

次に、9ページは交付金の交付総額が書いてございます。4.交付総額については、平成16年度の協定締結集落及び個別協定締結者への交付金の交付総額は549億5百万円となっており、平成15年度に比べて0.6%増加しているものでございます。これはこの表にあるとおりでございます。

次に、この9ページの下側に5として協定活動の動向がでございます。(1)集落協定の概要の では、1集落協定当たりの協定締結面積は、北海道で508ヘクタール、都府県で10ヘクタールとなっており、やはり51倍の格差が生じており、都府県では沖縄が232ヘクタール、他のブロックに比べて大きいとなっております。これは、下の集落協定の概要等(ブロック別)の表を見させていただきますと、左側の集落協定の概要で、1協定当たりの平均の協定締結面積という欄がございます。平成16年度では北海道は508ヘクタール、都府県は東北が12とかありますが、都府県平均は10ヘクタールでございます。

全国平均になりますと北海道と沖縄合わせて20ヘクタールになるわけで、北海道と都府県を比べると51倍の開きがあるのでございます。

また、文中に戻りますが、また、1集落協定当たりの交付金額は、北海道で1,236万円、都府県で143万円となっており、約9倍の格差が生じております。先程の表中にもありますが、平成16年度では、北海道では1,236万円、都府県平均が143万円でございます。都府県では北陸が210万円と多く、沖縄がこの場合891万円となっておりますが、沖縄を除いた都府県では北陸が大きいという状況にございます。

さらに、参加者1人当たりの平均交付金額は、その表の少し右側でございしますが、平成16年度、北海道で38万4千円、都府県で7万3千円となっているのでございます。

引き続きまして、10ページでございします。の集落協定における農用地面積別の協定数を見ますと、都府県では1ヘクタール以上5ヘクタール未満層が約5割を占めております。20ヘクタール以上層も1割以上存在いたします。また、北海道ではさまざまな階層に分散しており、千ヘクタール以上の集落協定も約1割存在しております。表にございますが、集落協定における農用地面積別の協定数を見ていただきますと、1ヘクタール以上5ヘクタール未満の都府県は48.8%でございします。また、20ヘクタール以上30ヘクタール未満が5.6%が都府県で、20ヘクタール以上の欄を全部足すと約1割が都府県におけるものでございします。先程申しましたが、北海道におきましては千ヘクタール以上の協定数が9.0%ということで約1割存在しているわけでございします。

の対象農用地を持たない農業者、非農業者でありながら協定に参加している者の集落協定参加者に占める割合を見ますと、北海道では5,035人の参加者で24%という高い参加率となっております。また、都府県においても1万5,036、2%の参加率となっております。対象農用地を持たない農業者及び非農業者の集落協定参加者数という表の北海道の欄では、農業者のうち対象農用地を持たない農業者数が平成16年、5,002人で、その他のうち非農業者が33人で、足すと5,035人となるわけでございします。同じように、都府県におきましても、農業者のうち対象農用地を持たない農業者数が1万1,361人で、その他のうち非農業者数に3,675人を足しますと、1万5,036人となるわけでございします。

次、(2)集落協定の活動内容についてご説明申し上げます。の主な活動内容でございします。集落協定に位置づけられている主な活動内容を見ますと、農用地の維持・管理などにおいては、「農地の法面点検」が83%と最も高く、次いで「賃借権設定・農作業の委託」が64%となっております。また、「鳥獣被害防止対策」も28%の協定で行われています。具体的には次の11ページの表で確認していただければ幸いです。

12ページに移ります。主な活動のまた別な活動項目で「多面的機能を増進する活動」についてでございします。この活動項目においては、「周辺林地の下草刈り」が61%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」が37%、「堆厩肥の施肥」18%となっているのでございします。

12ページの下の方に「さらに」とございますが、生産性・収益の向上を目標とした取組においては、「農作業の受委託の推進」が52%と最も多く、次いで「機械・施設の共同購入・利用」、「農作業の共同化」が31%となっております。

13ページに移りますが、「担い手の定着」を目標とした取組においては、「オペレータの育成・確保」が42%と最も多く、次いで「認定農業者の育成」が30%、「農地の面的集積」が28%となっているところでございます。

13ページの下の方の 共同取組活動の交付金の使途を見ますと、機械購入や施設整備、災害復旧、耕作放棄地復旧、イベント開催などに備えた「積立・繰越」が最も多く、交付金の29%が充てられているのでございます。次いで、「農道・水路管理費」に使用している協定が24%となっているのでございます。

具体的には14ページの表の上の方、共同取組活動の交付金の使途の全国の割合、例えば積立・繰越金については、平成16年、全国で支出割合で28.9%を支出しております。また、農道・水路管理費については24.4%の支出となっているわけでございます。引き続きまして、15ページの交付金の配分方法でございます。交付金の配分割合は、平成16年度は共同取組活動分が54%、個人配分分46%となっており、平成16年度に比べ、共同取組活動の割合がわずかに大きくなっております。

15ページの下の方の ですが、共同取組活動への配分割合別協定数は、40%以上60%未満というのが74%と最も多くなっており、全て共同取組活動に配分している協定が3,311協定ある一方で、個人に全てを配分している協定も781協定あるのでございます。

以下、16ページ以下は個々の参考資料を添付させていただきました。

なお、資料2といたしまして、平成16年度実施状況の概要を作成しております。ご参考いただければ幸いです。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明にご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

私の方から1つだけ伺ってよろしいですか。9ページの表現ですが、5. 協定活動の動向の中の(1)集落協定の概要の、「51倍の格差が生じている」とか、約9倍の格差生じている」というのは何となく違和感を感じるんですが。この表現はどういう意味なんですか。

○地域振興課長 すみません、特に価値判断等なく書いたつもりでございましたが、「51%となっている」や「51倍となっている」といった価値中立的な表現に改めたいと思います。

○佐藤座長 はい、その方がよろしいと思います。いかがでしょう。

どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。どうぞ。

○松田委員　もしかすると次のお話と関わってくるのかもしれないんですけども、今、関心を持ちましたのは、締結数では中・四国が非常に多いということなんですが、締結面積を見ていきますと、中・四国ブロックは余り高くないんですね。それで、25ページに県別のがありまして、県別のを見ていきますと、中・四国ブロックの中でも明らかに高知県が余り高くないという数字が出てくるんですが。もちろん、ブロック別で見ていきますと、関東と近畿が低いんですが、これは関東は東京で低いのに引っ張られるし、近畿は大阪で低いのに引っ張られるんですが、中・四国で高知県が低いというのは、その他のいろいろな事情と比べてどういうふうに理解し、どういうふうに施策の前提にしていっていいのかなということが、気になりました。

○佐藤座長　何か事務局の方で、今のご意見について説明し得るような情報はありますか。

○中山間地域振興室長　率が低いということですね。高知県に限らないと思いますけれども、一般的には田、畑、草地、採草放牧地でそれぞれ率がありまして、田が一番高くなっているということでありまして、これは一般的に言えば、協定等取組活動という意味では水田の活動というのが一番皆さん共同でやるという率が高いということで水田地域における取組活動、締結率というのが高くなっている傾向であります。

高知県等々でありますけれども、どちらかといえば畑地が多いところについては、畑地はやはり水田と比べますと共同活動が若干少ないとかそういうこともあるようで、締結率が低くなっているというのが一般的な傾向であります。

○佐藤座長　何か委員の方でこの松田委員のご質問というかご意見に参考になるような情報ございますか。特段ございませんか。

はい、お願いします。

○小田切委員　高知県の実態については、今月の初め、私も調査をする機会があったんですが、今、室長がおっしゃったように、やはり畑作地帯での推進がなかなか進んでいないという実態がございました。

あともう1つ、あえて言えば、いわゆる転作との関係が高知県の場合非常に難しい問題があるということがあって、一番最初の推進の段階で水田においても少しつまづきがあったというふうに私自身はとらえております。

○佐藤座長　はい、どうもありがとうございました。

○守友委員　一期対策の一番最初に、転作と直接支払との関係で農水省の方針と、それに対する疑義が出ていたのが確か高知県だったような気がするのです。私も正確には覚えていないのですが、転作をどう扱うかというところで確か何か議論があったと思います。それが後々まで尾を引いているのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。ちょっと細かくなりますけれども。

○中山間地域振興室長　生産調整との関係につきましては、前期対策におきまして、やはり農政上の非常に重要な課題だということもありまして、最低限の整合性をとるべきで

あるということで、集落協定内の方々が生産調整の義務化されているものを集落全体で守っていただくということで措置していたわけでございますけれども。16年度に米の政策改革もありまして、基本的には個人の自主性に任せるということになったのに対応しまして、中山間地等直接支払制度としまして、最低限の整合性を図るという観点から、その生産調整に参加されている方々について守っていただくという個人ベースの対応に変更させていただいたところでありますので。今後はちょっとまだわかりませんが、その整合性をとって中山間直払いの新しい対策につきましても対応していきたいということであります。

○佐藤座長 はい。

○松田委員 それに関連して。これは関係ないと思っていいのかなんですが。7ページの交付基準別協定締結率という表で、都府県で見たときに、小区画不整形、それから高齢化率耕作放棄率というところと関連させた場合に、これは締結率が余り締結が進んでいないというふうに読めるわけですね。小区画不整形68.2%、高齢化率耕作放棄率10.3%、そういうふうに読んでいいかどうかということが1つと。

そういうふうにした場合、このことと今の高知県の数値とは関連させて考えるのは読み込みすぎでしょうかという質問でございます。

○中山間地域振興室長 一般的にはやはり小区画不整形のところとか、あるいは高齢化率の特に高いところというのはそれだけ農地を守っていきこうという内的な力は弱いということもありまして、比較すると率が低くなっているという状況ではあると思います。

○佐藤座長 何かありますか。

○中山間地域振興室長 なお、補足しますと、高知県につきましては、小区画不整形のところとか、あるいは高齢化率耕作放棄率の基準を採用して締結した協定の面積はゼロということで、これは特に高知県については関係ないということのようです。

○佐藤座長 どうぞ、内藤委員。

○内藤委員 15ページの共同取組活動への配分割合のところですが、個人に全て配分が781協定ということですが、これは減っているんですか、増えて いるんですか。

○佐藤座長 15年度と比べてどうか。

○中山間地域振興室長 ちょっとお待ちください。

○佐藤座長 割合は変わっていないからほとんど動きがないんですね。

○中山間地域振興室長 去年の数字、15年度が769協定ですので、781ということで若干、増えているということですね。

○佐藤座長 小田切委員。

○小田切委員 今回の実施状況に載っていない数字を教えてくださいということをお願いしたいんですが。今回の平成16年度の公表をもって第1期対策、全貌が出てきたということなんです。特に私どもが気になるのが、協定の中止が一体どのくらいあったの

かということです。そのことによって交付金の返還が発生する、あるいは発生しない場合もありますが、その第1期対策の全体の数字が出てくればありがたいというふうに思います。

なお、この数字は大変重要な数字でありますので、でき得れば新対策においては公表していただくようなそういう方向でお考えいただきたいと同時に思います。

- 中山間地域振興室長 交付金を交付されなくなった協定ということでちょっと調べましたけれども、5年間の計で80協定のようにあります。いろいろ理由はあると思いますけれども、単純な対象農地に係る要件を取り違えてしまった、高齢化率の計算上のミスとかそういうものとか、あるいは米の生産調整が未達だったこととかいろいろありますけれども。ただ、ポイントとしましては、この制度の目的であります耕作放棄の発生によって遡及返還を受けたとかそういうような協定につきましてはゼロであったということになります。

- 佐藤座長 はい。

- 小田切委員 率直に申し上げて非常に立派な数字だなと思うところですが。80協定自体も3万3千で割ると、コンマ3%あるいはコンマ2%程度の数字だというふうに思うわけですね。その上、耕作放棄を出していないということは、この対策の目的からすれば百点満点だということが改めて明らかになったんだらうと思いますが。改めてその辺の数字の公表もお願いしたいというふうに思います。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。先程の松田委員の問題意識などを我々も共有し、これからそういう目で見たいと思います。

次の議題に移りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

では、2番目の議題、中山間地域等直接支払制度の新たな対策について、事務局からご説明をお願いします。

- 地域振興課長 資料3に基づきまして、中山間地域等直接支払制度の新たな対策の概要についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。中山間地域等直接支払制度の実施状況、平成12年から16年度の状況についてのご報告の資料の左側にある交付対象市町村数とか協定数の数値については先程ご説明いたしましたので省略させていただきます。

本制度の効果につきましては1ページの右側、(3)制度の効果のところを書いてございますが、途絶えていた農道や水路の共同管理の復活・充実、耕作放棄地の復旧とか、直営施工による農道の整備等の実施などがあげられます。ここではボランティアによる耕作放棄地の復旧の写真が載っております。あるいは、高付加価値型農業の取組などとして転作でソバの栽培とソバ粉の販売を行っている例、都市住民との交流として、自然観察会を通じた都市住民との交流を行っている例、あるいは農作業受託や共同作業組織

など農業生産活動の継続に向けた取組が行われている例など、さまざまな制度の効果が
見られているところがございます。

2 ページをめくっていただきますと、これは昨年の検証の結果見られたところですが、
活発な取組を行っている集落がある一方で、制度開始前の取組に比べて変化が見られな
い集落があるなど、集落間の取組にばらつきが見られました。このため、この後のご説
明になりますが、17年度からの新たな対策におきまして将来に向けた取組の充実を図る
ことに安定的な農業生産活動の継続を促す仕組みに改善をしたところがございます。

それが、3 ページ以下の説明でございます。3 ページに今後の、平成17年度から21年
度の改正の主なポイントが書いております。まずは、この中の(2) 交付単価の仕組み
の改善についてです。安定的な農業生産活動の継続を促すため、今後5年間の取組につ
いて一定の要件を満たす集落に対しては通常単価を、この要件を満たさないものの5年
間最低限の活動を行う集落については通常単価の8割ということで、交付単価に差を設
けました。さらに、積極的な取組を行う集落については、交付単価の加算措置を行うと
いうのが今回の17年度以降の対策の主なポイントでございます。

具体的には4 ページ以降で、地域の加算措置についての取組の改善について4 点ほど
ございます。(3) の地域の主体的な取組を一層活発化させるための要件等の改善でご
ざいます。まず、については、農業後継者住宅に転用する対策の交付金の返還要件の
緩和でございます。旧対策では協定農用地を転用する場合には、協定農用地全てについ
て遡って交付金を返還する必要がありましたが、新対策におきましては協定農用地を農
業後継者の住宅建設のために転用する場合は、当該転用部分のみを遡及返還とすること
にしたものでございます。

次、については、団地要件の緩和でございます。旧対策では各地目ごとの傾斜要件
を満たした1ヘクタール以上の農用地について協定締結が可能として、この1ヘクタ
ールというものを田なら田ということで追加していたわけですが、新対策におきましては、
例えば転作に見られるように、田畑が混在しているような場合、1ヘクタール未満の田
でありましても、田の傾斜要件を満たす畑を含めて1ヘクタール以上となれば、協定締
結が可能とすることにしました。ただし、交付金の対象となるのは田のみでございます。

引き続きまして、については、限界的農地における林地化の推進でございます。林
地化する場合の交付単価は、地目にかかわらず、畑の単価とするというのが旧対策でご
ざいました。新対策におきましては、限界的農地を林地化する場合の交付単価は、林地
化前の地目別区分別の単価(田の林地化は田の単価)という形で、対策として改善した
わけでございます。

は交付金の適切な利用の推進でございます。旧対策においては交付金の2分の1以
上は共同取組活動に配分することが望ましいということで、これは変えないわけですが、
共同取組活動の交付金の使途について不明瞭であるという批判もありましたところを受

けまして、共同取組活動の交付金の使途内容の明確化を新対策で盛り込んだところでございます。

5 ページ、集落協定策定の考え方でございます。5 ページの基本的な考え方でございますが、先程冒頭のご説明に申し上げたところですが、集落協定の基本的事項の締結といたしまして、集落マスタープランの作成、耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能増進等に係る事項となります。多面的機能を増進する活動については従来どおりでございます。基本的には、最低限の活動といたしまして、集落協定の将来像を明確化し、5 年間の最低限の農用地活動等を行う協定につきましては通常単価の 8 割を交付することといたしました。

それに加えて、集落協定の充実ということで、協定の一層のステップアップに向けた活動を行っているものについては通常単価を交付するというところでございます。まず、農用地等保全マップの作成や実践。加えて、下の表にございますが、A 要件又は B 要件を選択して実施するというものでございます。ここに書いてありますように、A 要件につきましては生産性・収益向上について から のうち 1 つを選択する。また、担い手育成について から の 1 つを選択する。多面的機能の発揮について から の 1 つを選択する、A 要件を満たすか。または、B 要件といたしまして、2 つございます農地のうちの 1 つを選択して満たす場合には、通常単価が交付されるものでございます。

それに比べて、より積極的な取組を行う協定、規模拡大とか土地利用調整、耕作放棄地の復旧、法人設立する場合においては、交付金単価を加算するものでございます。

6 ページをめくっていただきますと、今度は集落マスタープランの作成についてのご説明でございます。集落マスタープランは協定を締結する集落の将来像、当該集落の 10 年～15 年後を目標とする将来像を定めるものでございまして、目指すべき将来像とか、将来像を実現するための活動方策、5 年間の活動目標、集落の 5 年間の活動工程表を明確化するものでございます。

以上でございますが、また、集落の将来に向けた農業生産活動との体制整備につきましては、参考となりますように国がガイドラインを示しております。このガイドラインの中で、担い手を核とした農業生産活動等の体制整備ということで、農業生産法人や認定農業者等の育成及び当該担い手への農地の集積とか、あるいは集落ぐるみの農業生産活動等の体制を整備するものにつきましては、集落営農組織の構築や充実、定年帰農者等の活用、また、限定的集落など自力だけでは将来の農業生産活動の継続が危ぶまれる集落を想定いたしまして、3 といたしまして、その他地域の実情に則した持続的な農業生産活動等の体制整備に関しましては、活力ある周辺集落との連携や N P O 法人や地域外の担い手との連携など、それぞれの地域の実情に則した体制整備の方向をこのガイドラインで示しているところでございます。

7 ページにおきましては、これは昨年、平成 16 年 8 月 19 日に中山間地域等直接支払制

度の検証と課題ということでした。いただきました評価の新たな対策への反映状況を7ページ、8ページで表にしているものでございます。各項目、例えば耕作放棄の発生防止とか多面的機能の維持・増進とか、将来に向けた農業生産活動の継続的な実施などの項目ごとに分類させていただいております。例えば7ページの将来に向けた農業生産活動の継続的な実施の事項を見ていただきますと、検証と課題の評価におきましては、下線を引いておりますが、自律的な活性化を図る観点から、集落の将来像の明確化とその実現を図るための生産性の向上、担い手の定着に向けた取組など、具体的な活動等を各集落において明らかにするなどの評価をいただいております。新たな対策といたしまして、ここに書いてございますように、農業生産活動の体制整備に向けた前向きな取組等の推進ということで、集落マスタープランの作成など、こういう形で反映をしているところでございます。

7、8ページについてはこういう形で評価とその反映の状況を表に示させていただいたところでございます。

9ページをお開きいただきますと、これは参考でございますが、平成17年3月に閣議決定されました新たな基本計画と今度の中山間の新たな対策への反映状況が書いてございます。食料・農業・農村基本計画におきましては、下線を引いておりますが、その最後の方に、「自律的かつ継続的な農業生産活動に向けた取組を促進する」ということがうたわれておりますが、それを踏まえまして、例えば反映状況においては、農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等の推進ということで、交付単価に差を設定又は加算を措置し、前向きな取組を促進などのような対策を反映させているところでございます。

(3)は規制改革・民間開放推進3か年計画、平成17年3月に閣議決定されたものでございますが、それと新たな対策への反映状況でございます。この規制改革・民間開放推進3か年計画におきましては、下線を引いておりますが、地域の営農状況に応じて、農業公社、農協出資型法人、民間法人経営など多様な主体の地域農業における役割の明確化を図るとともに、農業公社、地場民間企業等の集落協定への参加、連携等について、中山間地域における持続可能な基幹産業の受け皿の観点から推進を図るということでございまして、反映状況を見てみますと、集落相互間の連携ということで、地域農業の状況に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人など、多様な主体の役割を明確化し、これらの主体の集落協定への参加、連携、個別協定の締結等についての具体的な推進方策について市町村基本方針に記載するように通知したところでございます。

以下、10ページでございます。10ページには、平成17年度のスケジュールが書いてあるわけでございます。今年度は新たな対策の発足の年でございますので、市町村基本方針や集落協定等の認定について新たに規定する必要がありますので、例年より若干時期

がずれております。少しおくれてやっております。

なお、参考といたしまして、交付金交付の中間年評価は平成20年6月末に行う予定でございます。また、最終評価は平成21年8月末までに実施する予定でございます。

11ページ以降は参考資料といたしまして、概要など、細かな基準などを添付しているところでございます。

以上でございます。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

- 村田委員 新たな対策なんですけれども、中山間地域等直接支払制度というのは条件不利地域対策としての直接支払だったはずです。新対策の、例えば加算措置の条件として、耕作放棄地復旧加算はわかるんですけれども、法人設立加算などを入れますと農政の基本計画には沿っているのかもしれませんが、規制緩和方針には沿っているのかもしれませんが、中山間地域等直接支払制度が条件不利地域対策ののりを越えて構造対策的な意味合いが付与されてしまう、そのことをどう考えるかという問題が出てくると思います。その辺はどう整理されているのでしょうか。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございます。

お願いいたします。

- 中山間地域振興室長 新たな対策につきましては、去年行っていただきまして検証に基づきまして、協定間でばらつきがあるということを踏まえて、できるだけ皆さんが前向きに体制整備をやっていただくという方向で促すシステムに変えたということでありますけれども。加算については、委員おっしゃったとおり、耕作放棄地の復旧以外に法人設立とか規模拡大、規模拡大というのは前対策からあったわけでございますけれども、できれば加算措置だけではなくて、全体のパッケージで見ていただきたいと思うんですけれども。加算についてはそうかもしれませんが、例えば10割単価をもらうための要件としましては、やはりこの農地の維持・管理を自力でやっていただく方向で導いていくというのがこの対策の目的でありますので、その際に中山間地域振興を図るためにはやはり多様な選択肢を提示する必要があるということで、生産性向上とか担い手の育成、法人化も入りますけれども、そういうものも入っておりますけれども、それ以外に多面的機能の発揮なり都市住民との交流とか、あるいは集落との連携を図るものについても例えば10割単価にもっていくための要件の中に入れているつもりでありますし、特に単価とは関係ない8割、むしろ必須な要件であります。集落の将来像を考えると、あるいはマスタープランづくりをやっていただくとか、あるいは保全マップをつくっていただくとか、そういうものを全て総合的に材料を提供して、できるだけ多くの皆様方が

この5年間で体制整備に向けて取り組んでいただくという意味でいろいろな選択肢を提示しているということでもあります。

- 佐藤座長 逆に言うと、構造政策的な色合いをつけないとだんだんこの政策はしにくくなっているという状況なのか、どうなのかなんですが。
- 中山間地域振興室長 中山間地域振興というのは要するに、うちの制度の最終目標は農地の維持・管理を皆さんで自力でやっていただくというものなので、その手段として担い手の育成とか法人化というのも1つの手段でしょうけれども、それ以外の多面的機能の充実強化あるいは都市の方々との交流を図るとか、ほかの集落、力のある集落と連携を図るとか、そういうようないろいろなオプションの中の1つとしてそういう担い手とか生産性向上みたいな選択肢も提示しているということなので。そちらの方に傾いていくわけではなくて、その中の1つとしては常にありますということだと思います。
- 佐藤座長 はい。
- 計画部長 構造政策を進めるための施策に転換したというよりは、いわゆる耕作放棄地の発生を防止する、いわゆる基本的には条件不利対策としてコスト差を補てんしてあげるという発想なんですけど、現状としてはそれで補てんして耕作放棄地を発生させなければそれはそれでいいといえはいいいんですけれども。それが将来に向けて安定的に成り立つためには、ある意味では目的としてというより手法として担い手ができるなり法人化で集落ぐるみの生産体制ができるなりと、やはりそこをやらないと、たまたまぶつ切りというとおかしいですが、結果的にたまたま今はよかったというだけになるので。それをその方向性として今後とも耕作放棄地を出さない体制をしっかりと地域としてやっていこうというところを進めたいというところだろうと思っています。

構造政策を進めることを目的とした中山間地域直接支払制度に転換したというよりは、中山間地域というものが今後とも成り立つための手法としてそういうものを進めるという観点で、今回加算措置にしるA要件、B要件にしる、そういった方向に。たまたま現状ではなくて、将来に向けた中山間地域の農地を守る仕組みに変えてきたということだというふうに考えております。

- 佐藤座長 はい、どうぞ。
- 柏委員 今の部長の言われたことで非常にわかりやすく説明がなされたと思うんですけども。たとえば、基本計画に出ている担い手対策すなわちターゲットを絞り込んでという選別政策をここに持ってくるということとは全然意味違う。選別政策を平場でやるというのは選別をしなきゃいかんという何らかの価値判断が農水省にあったからそういうふうに、いいか悪いかは別にして、やっているわけで、中山間ではそういう選別をするも何も必要ないわけですから。逆の発想で見ないといけないわけです。ですから、担い手というと何となく選別された担い手というイメージで、平場でのイメージから見られるけれども、中山間地域では農家の労働力は全くレア資源なんです。集落の農業を

担っていける本当に大事にすべきオペレータとしてやっていけるような、そういう人が担い手という意味で別に選別された担い手という意味では中山間では全く使われる必要もないし、使ってはならない。だから、担い手意味するものが平場とは全然違うと思うんですね。

それから、例えば規模拡大の加算についても、これは結局マイナスのスケールメリットをいかに、要するに動態的な条件不利性というものをいかに緩和してやるかということです。そういう意味でも平場で言ってる意味とはまたコンテキストが全然違うと思いますね。

ですから、何か平場のどんどん選別してというような、そして一握りのという考え方とは違う。何か言葉がやはり担い手とか規模拡大とか何とかという言葉が出てくるのでごちゃごちゃになりやすいですね。ですから、その辺状況は全く違うんだということで、言葉は似ているが、意味するものは全く逆転して考えていいけないというふうに思います。

それから、やはり多面的機能だとかグリーンツーリズムであるとか何とかかんとか言っちゃって、やはり高齢化した60代、70代の人たちが10ヘクタール程度の集落協定をやって、それが5年、10年、15年と続けるような仕組みが、人口的な構造から見てあるのかというと、あればそれはいいと思うんですね。それが難しいから何とか外から輸血もしてほしいし、また中にあるいろいろな諸力を結集して集落営農みたいなものの持続性を図っていくしかない。そのためにいろいろな仕組みをつくっていくんだと。

だから、法人設立といっても平地の法人設立のような形とはまた変わった形で考えていいと思うんですね。例えば集落総合経営法人みたいな感じでもいいと思うんですね。農水省では特定農業法人みたいなのを考えていると思うんですけども。単にそれは規模拡大、過半の農業面積をもってやるという、それはそれでもいいかもしれないんだけど、それプラスいろいろな例えばグリーンビジネスみたいなものをいろいろ組み込んで、多角的な形態として集落の総合的な経営を行う法人としてなってくれればいいかもしれません。その中で若者がまた入れる余地も出てくるかもしれない。だから、そういう意味でのいろいろな意味が込められたこの法人というふうに考えてもいいと思う。

それから、どこでしたか、核となる担い手に農地を集積するとか何かいうと、また平場の認定農業者的なイメージでみられてしまう。中山間のように人がいなくなっているところでまた差別するんですかと、そういうことじゃないと思うんですね。本当に大事な中山間で基幹的作業を担ってくれる人を本当に大事に大事に育てていくと。外から来てくれる人の場合も含めてですね。そういう仕組みであるということ。ですから、排除の論理の、仮に平場でそういうことを考えているんだとすれば、そうじゃなくて、こっちはもう全く逆転の発想で考えていると。ただ、何か言葉が紛らわしいがゆえに誤解が生じているような気がしますけれども。

基本的にそういう考え方というのはもう少しブラッシュアップして誤解を解いていくような形で考えていけばおもしろいものになると思います。

以上です。

- 佐藤座長 はい、どうも。

はい、小田切委員。

- 小田切委員 私も村田委員と共通の問題意識を持っております。それで、今の宮本部長あるいは柏委員のご説明である程度わかった部分もあります。しかし、この加算の部分がいわば構造政策的な色彩が強くなるというのは、ここに中山間地域らしい加算が欠落しているからなんだろうと思います。例えばグリーンツーリズムに対する積極的な取組に対する加算、あるいは農産加工に対する積極的な取組、そうした加算がもしここにあったとするならば受けとめ方は大分違うのではないかと思います。

そういう意味で、加算の部分はいわばオプションとして今後つけ加えるということも技術的には可能だろうと思いますので、今後の対策の中ででき得ればこの加算部分に中山間地域らしいものを追加していただくようなことも考えていただきたいと思います。

なお、新潟県では県単事業として加算措置を行っておりまして、これは農産加工及びグリーンツーリズムということでまさにその穴を埋めるようなこともされております。新潟県のその成果をぜひ農水省としても検証していただきたい、このように感じております。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

- 地井専門委員 私も今の小田切先生の意見と基本的に同じであります。つまり、中山間地域が本来抱えているというか、抱えざるを得ない諸条件、その条件なりハンディキャップも含めて条件ということですが、それを大きく克服していくような活動については、これはやはり十分私も加算の方途を今後考えてあげるべきではないだろうか。今、面積とか比率とか等々、選択的必須条件AまたはBの中に出ているわけですが、この中でもものによってはある程度を越えた場合には十分加算に相当するというようなものもあるんじゃないかなというふうに思います。その辺の具体的な客観的な理論づけみたいなものはまだ私はできていないんですけれども、そういうふうに感じます。

以上です。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございます。

はい。

- 柏委員 やはりできたときの推移から見れば、これはやはり農地を守ることですね。内発的な発展などをごちゃごちゃにして考えていくとよくないと思うんですね。そういった地域内発的農産加工であるとかそういったものは、またそれに重ねて上乗せしてやるべきだと思うんですよ。つまり、農村の内発的開発のための別の支援システム

で。そういったことまで全てこの直接支払に予算的なしわ寄せやってしまうというのは果たしてどうかと思いますよ。これはもちろん総務省の過疎対策室だとかそういったところの資金とも合わせてマッチングファンドしながらやっていくべきだと思うし。

この直接支払というのはあくまでも農地を保全するというのがベースですから、もちろん総合的に地域を守るということは必要ですけれども、その予算の出どころかということから考えるならば、ある程度仕分けしていかないと、全てにあらゆる中山間に対する要求がこの直接支払に集まってきてしまうとよくない。

だから、これはこれで資源管理対策として、もちろん担い手対策とかいろいろなことも含めながらある程度分を守っていくべきである。そして、それにさらに例えば今度品目横断別の施策出てきますね。あれは一定の要件、例えば特定農業法人であるとか何とかであればもらえる。それだってダブルで中山間でももらえる可能性あるわけですから、それもどんどん組み入れていく。いろいろなものを組み入れていきながら、いろいろなファンドを組み入れていきながら、そして総合的にやっていくべきものであって、全てのやらなきゃならないことをこの中山間地域直接支払いの予算の中に押し込めてしまうというのでは足りないと思うんですね。

○佐藤座長 この問題非常に重要な問題で、議論すると今日の時間はこれだけを議論しなければいけないというふうに思いますので、この辺でやめたいと思うのですが。EUも最初条件不利地域政策から始まって、その後、地域政策に転換しているというような方向も1つありますので、この辺もきちんと学びながら、これを将来どういうふうにもっていくかという議論と多分つながると思いますので、また別のときに時間があれば議論したいと思います。

今日はひとまずこの新しい対策についてはここで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。ぜひもう一言という人いらっしゃいますか。

では、すみません、次の議題に移らせてもらいます。

3番目のご審議いただきたい議題ですが、中山間地域等直接支払制度の特認基準について、事務局からご説明をお願いします。

- 中山間地域振興室長 資料4-1をごらんください。1ページ目でありますけれども、都道府県特認基準ということでありまして、本制度におきましては、その交付金の対象地域と対象農用地の基準、いわゆる通常基準としまして、特定農山村法等の地域振興立法の指定地域におきます傾斜要件等を満たす農用地を定めております。右の図の上半分がいわゆる一般基準、通常基準でありまして、地域振興8法の指定地域内の、対象農用地、通常基準、急傾斜等々の基準を設けているのが通常基準であります。

これに加えまして、中山間地域の多様性に配慮しまして、地域の実情に応じて自然的・経済的・社会的条件が不利な地域、それからその地域におきます農用地の基準、特認基準を都道府県知事が定めることとしております。この都道府県知事が特認地域、特認

基準を定める場合におきましては、客観的データを添えまして、県の第三者機関に提出して審査を行うことになっておりまして、その結果がまた国の方に上がってくるということでもあります。

特認地域とか特認基準を定める場合については、これは12年からでありますけれども、国のガイドラインを設けておりまして、これを県の方で参考にするということにしております。例えば2ページ目の右側にありますのが、これは8法地域外の農用地の特認地域をつくる場合のガイドラインということでaからcまで。それから、さらに3ページ目の右側にありますが、この特認を設ける場合の農用地基準としまして、そのガイドラインとしてdを設けております。

また、1ページに戻っていただきまして、このような観点から各県特認基準に取り組んでいたわけではありますが、1ページの右の方の真ん中あたり、参考1にありますけれども、16年度における特認に係る実施状況としまして、設定状況を見ますと、神奈川県、大阪府を除く45都道府県で設定されております。この各県のそれぞれの具体的な特認基準につきましては、この後ろの方の参考資料の方に全ての県の特認基準の内容が書いてありますので、参考にさせていただきたいと思います。

実際どのくらいの面積で特認が対象になっているかと申しますと、66万5千の協定農用地に対しまして、特認部分が約その1割弱ということになっております。

それで、今回新たな対策を迎えるに当たりまして、新設あるいは追加・変更の申請が上がってきております。全てで8県でありますけれども、新設が1県、それから追加・変更が7県ということであります。この申請内容を我々の方で分析しまして分類しますと(3)のようになりまして、大きく分けて と 、 の2種類になるのではないかと思います。というのは過疎化の進展の状況とかあるいは新たな対策での推進方向を踏まえまして、県内の新たな地域において取り組んでいただくということで、特認基準の新設あるいは追加を行っている。例えば栃木県といいますのはこれまで特認地域でやっておりましたけれども、その特認地域の急傾斜のみでやっていたものを緩傾斜のところもふやしてやっていきたい。それから、神奈川県につきましてはこれまで特認基準がなかったわけではありますが、新たに設定する。鳥取県につきましてはこれまでの基準に加えまして、農林業従事者割合とか人口減少率の基準を追加して新たな地域を対象にしていきたいということでもあります。

それから、 と は似ているわけではありますが、 は特認基準に係る直近データへの更新、例えば人口減少率等を、12年のときから17年、今回のデータを入れ替えますと、12年当時に設定した特認基準を満たさなくなりまして適用外となる地域が出てくると。そういう地域につきましても、依然として条件不利性が克服されていない場合には継続的にやる必要があるんだというふうに県が判断しまして、そこが適用になるような同等の条件不利性の基準を追加あるいは変更して対象にしていきたいということで、

茨城県、石川県、三重県、山口県。

それから、 の過疎法につきましても、過疎法の特例措置、これは法上の規定で16年度まで適用になる市町村があったわけですがけれども、これが法上暫定措置が切れてしまう関係で、引き続き対象にしたいということで、別の条件不利の基準を設けて対象にしたいと。例えば傾斜農用地の割合とか、あるいは高齢化率の割合等々の条件不利性をあらかず基準を追加してやっていきたいということであります。

それから、(4)としましてその他であります、この上記8県以外の都道府県につきましては、前対策で設定している特認基準をそのまま維持したいということになります。

それから、次のページ、2ページ目でありますけれども、この申請内容につきまして、国のガイドラインとの比較でどういうふうになっているのかというのを分析しましたところ、3県につきましては、国のガイドラインに沿っている、あるいはその範囲内のもの、それからそれ以外の4県につきましては国のガイドラインに必ずしも基づいていないわけですが、基づいていないながら、ガイドラインの条件に類似するような条件不利性を示す要件を各県が独自で設定しているということになります。例えば農林業従事者割合、急傾斜農地割合、高齢化率、それぞれここに書いてありますけれども、いずれもガイドラインで国が示している基準と似たような条件不利性をあらかず基準だということになります。

それから、3ページ目でありますけれども、特認基準地域の農用地基準に係る申請内容としましては、いずれも国のガイドラインの範囲内ということで、これも問題ないということになります。

4ページ目以降に各県の具体的な改正内容を新旧対照表で示しております。いずれにしましても、8県の申請内容につきましては、国のガイドラインの範囲内であるか、あるいは範囲内でないとしても国のガイドラインに類似する独自基準の変更であると考えられまして、事務局としましては特段問題はないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

○守友委員 基本は室長の提案どおりでいいと思うのですがけれども。諸条件が変わったので、例えば過疎の条件が切れたので、従来続いていたところも何とか継続させたいということでちょっと新しい特認の基準をつけたとか、それからセンサスなどのデータが変わったことによって基準から外れるけれども、その部分を何とかカバーしようということで例えば、農兼業従事者割合を25%から20%に変えとか、そういうことかと思うのですがけれども。ここに上がってきた8県以外では同じような過疎の状況とか、そ

れからデータが変わったことによってこの直接支払の制度から外れた町村とか地区がかなり出ていると思うのです。ここに出てきた以外の県ではそこはやむなしということで判断されていると思うのですけれども、その辺のバランスなのですが。新しい特認基準を出されたところは新しい基準でカバーしようということによってよくわかるのですが、そうでないところであえて特認にできなかったという県もかなりあると思うのですが、そういったところでどういう動向になっているのかは国の方へは連絡がきているのでしょうか。

- 中山間地域振興室長 手続的には特認基準を県の方で変えたり追加する場合県の第三者機関の議論を経て上がってくるわけですから、上がってきていないということは正式な話としてはないわけであります。要するに特認基準、例えば一部地域が満たさない状況になったとしても、ほかの基準とのダブルで満たしている場合があって、例えば過疎法の対象地域が法が切れることによって17年度以降はなくなるということは別にこの佐賀県だけではなくてほかの県でもあるわけでありますけれども、そこはほかの既に設定されている基準の中で読めるという意味で溶け込んでいく場合とか。溶け込んでいく場合と溶け込まない場合と2種類一般的にはあると思います。一般基準というのはまさに国が全国統一的に、これは絶対やらしてもらわなきゃ困るということで8法指定地域の中の急傾斜とかいろいろ基準を提示しているわけでありますが、それを満たさない地域について県が特認基準を設けてやる場合については、基本的には県のまさに判断というか、県の状況に応じた自主的な判断なものですから。そういうことで、一般的に入るところと入らないところが出てきているのではないかと思いますけれども、どのくらいあるのかというのはちょっと我々は把握していないというところでございます。

- 佐藤座長 はい。

- 守友委員 大変よくわかりますし、また細かい各県の事情というのは表に出ないところもあると思うのです。実は私もある県の委員をやっておりまして、そのとき対象から外れたところがあるのです。いろいろな状況を考えますと、県とすれば別の施策もあるしカバーしようというのでとにかく頑張ってもらおうということなのです。ところが、データの年次が変わることによって当然外れる所が出てくるのです。それがマスコミ報道では外れたということが大きく出てしまったのです。私は基準は厳正に扱わなければいけないと思っているのですが、その上でカバーできないときはいろいろな県単の施策とかでカバーすべきと思っています。しかし基準から外れたことに対し受けとめ方が違うというところがありますので。今のような事態が出ていた場合には、この制度だけではカバーできませんけれども、後での議論になるかと思いますが、もろもろのいろいろな制度で、今まで直接支払の対象となっていたけれども、今度ならなくなったところをどのように頑張ってもらおうかという、そういう施策で頑張るべきだというふうに全体的な世論というのですか、これを進めていく必要があるのではないかなと思います。

したので、ちょっとそのような質問をしたわけでございます。

○佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

事務局のご判断では、国のガイドラインにおおむね沿っているので問題ないということですが、お認めいただけますでしょうか。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

今回の8つの県から協議のありました特認基準の新設及び追加又は変更につきまして、ご承認いただきました。どうもありがとうございます。

それでは、最後の議題になりますが、中山間地域等の総合的な振興について、事務局からご説明をお願いします。

○中山間地域振興室長 資料5であります。中山間地域等の総合的な振興のあり方についてということで、これは本検討会の検討事項が大きく2つありまして、中山間地域等直接支払制度が1つでありますけれども、もう1つの柱でありますところのものであります。

1ページ目をお開きください。12年度以降、中山間地域等直接支払制度が発足したのに合わせまして、市町村区域を超える広域における整合的・効果的な地域振興を図る観点から、中山間地域等総合振興対策というのを実施してまいりました。その仕組みというのは、中山間地域等の総合振興につきまして、国が振興方針を策定する。都道府県は国の振興方針に基づいて、原則として複数市町村を対象とする地域別振興アクションプランを策定する。それで、このアクションプランの策定に当たりましては、国は事前に審査を行って認定を行う。認定されたアクションプランに盛り込まれた関連事業につきましては、優先採択に配慮するということで始まったわけであります。

右下の認定状況をごらんになればわかりますけれども、実施当初はアクションプランの策定は若干見られた、2年目、3年目、13年度、14年度は若干その数が加わっておりますが、その後失速しまして、16年度には申請がゼロということでありました。5年間策定された市町村数は303ということで、中山間地域全体の1割強にとどまったということであります。

それから、2ページ目であります。この中山間地域等総合振興対策アクションプランについてどういうふうに都道府県が評価しているのかというのをアンケートを行いました。このアクションプランを実際に策定した18道県につきまして、どういう策定効果があったのかというふうに聞きましたところ、(2)でありますけれども、主な効果として、事業の計画的推進とか、あるいは関連事業間の効果的・効率的な連携が図れたということ等を挙げておりますけれども、その一方で、本対策の中心的な目的であります広域地域における事業調整については否定的であったと、なかなか広域連携が実際には

図れなかったというようなことが書いてあります。

それから、3ページ目でありますけれども、アクションプランを策定しなかった県も含めて質問を出しまして、そのうち37道県から回答がありましたけれども、アクションプランについてどう評価しますかということで、3分の1が「評価する」ということでありましたが、3分の2からは「評価しない」という意見。「評価しない」という意見としまして、多いものは、都道府県独自の計画など、既存の計画がもうあって、それで対処できるので国のアクションプランを作成する必要性は低い。それから、たとえそのアクションプランを作成したところで、予算措置等の具体的なメリットがない。それから、市町村の財政事情の悪化で事業をなかなか実施できるような財源がないとか、あるいは広域合併が非常に進んでいるので、そもそも広域化計画の必要性が薄れているのではないかなというような意見がありまして、この制度を取り巻く状況の変化もあって、抜本的な見直しが必要ではないかなというようなご意見がありました。

アクションプランの今後の課題として、17年度以降どういうふうにすべきかということで意見を聞いたわけではありますが、現行制度のまま継続、あるいは何らかの改正をして継続というのが全体の3分の1、それから廃止でいいのではないかなというのが3分の1、わからないというのが3分の1であります。変更あるいは廃止する理由としましては、類似する振興計画との関連が不明確であって、プランを作成しなくても中山間地域の振興はもう可能である。それから、プラン作成に当たって具体的なメリットがないとか、あるいはプラン作成の仕組みについて前対策は申請行為、認定行為というのがありましたけれども、その事務の簡素化を図るべきではないかなとか。あるいは、そもそも地域の計画に国が関与する度合いを減らすべきという観点から廃止でいいのではないかなというような意見がありました。

これらを踏まえまして、4ページ目あるいは5ページ目に事務局として今後の方向の案を示しております。5ページ目はこの図を文言で書いていただいております。4ページ目に沿って説明しますが、真ん中の段であります、基本的な課題。これは12年度以降、現在においても変わっていないと認識しておりますけれども、まず、一番上に国の基本的農業施策として中山間地域等の振興というのはやはり重要でありまして、その振興の指針というものを国として示すということは依然として重要ではないか。それから、真ん中です。広域連携による効果的・効率的な地域振興というのは依然として重要でありますし、また一番下、地域の自主性・裁量性を踏まえた地域の活性化というのも変わっていないということです。これを踏まえて、12年度からアクションプランをつくってきたわけであります。

右の段で、このような基本的な課題に加えて、新たな課題が出てきているのではないかな、これは最近の動きに対応した動きであります。一番上にありますように、市町村合併が急激に進行している中で、新市町村の中の複数の旧市町村間の広域連携を図っ

ていくというのがまさに喫緊の必要性になっているのではないか。この場合には新市町村の内部での広域連携ということになると思いますが、そういうような課題。それから、三位一体改革による地域の自主性・裁量性の一層の重視。それから、中山間地域等直接支払制度でもって今回集落の農業活動の継続に向けた体制整備を図ることになっておりますけれども、それにおける広域連携の促進というものもあるのではないか。例えば担い手のいない集落が市町村域を超えてほかの集落と連携する必要性がある場合について、直接支払制度では基本方針を市町村レベルでつくることになっておりますけれども、その市町村域を超えるような必要性のある取組を促すためにこの総合振興計画がその後押しになるのではないか。あるいは、今年度から元気な地域づくり交付金を始めとしまして、多種の補助金が交付金化されておりますけれども、そのもとで地方が自主的に総合的な振興計画、事業を展開することとなりますが、市町村合併の急進展の中で、より、例えば旧市町村間をつないでいくような広域化の視点でもっての計画づくりも必要ではないか、この観点からもこの我が総合振興計画の存在意義というのは依然として、あるいはむしろ高まっていくところもあるのではないかということです。左の段にいきますけれども、一番上の四角で囲っております条件不利性を踏まえた地域振興とか、市町村域を超える広域的な地域振興、国の振興施策としての指針の提示というのは、前期対策以降の基本的な内容、目的であります。これについてはやはり依然として必要であると考えますので、これは維持したいと。この場合の仕組みとして、国として総合振興指針の提示する内容として、まず各地域において旧市町村間の連携を含む広義なものでありますけれども、広域的な地域振興の可能性をまずそれぞれで検証すべきではないか。そこで、その可能性がある場合には地域に賦存する農業農村資源とか克服すべき条件不利性を明示して、地域の将来像はどうすべきか、あるいはその実現のために当面どういう目標を立ててどういう具体的な施策を明示するのかということについて明示すべきではないかというようなことを国として指針として提示すると。

それで、県あるいは市町村におきましては、多様な広域振興計画を策定していくわけですが、国が提示します指針を参考として振興計画をつくっていただく。国の方はその国の指針を参考としてつくった市町村あるいは県の広域振興計画、あるいは既存のものでもいいですから、類似の広域振興計画があるのであればそういうものについても幅広く情報を集めまして、国として地域における策定状況を踏まえまして、地域振興のあり方について課題を把握していくという仕組みに変えてはどうか。その際には本検討会の意見も聞きながら必要に応じて指針の改訂などということもあるかもしれませんけれども、そういうふうにしてフィードバックをしていってはどうかということになります。

繰り返しますと、広域振興計画を目指す目的、内容、国が中山間地域の指針を示すとか、あるいは広域的観点からそれを振興するというような目的、内容につきましては依

然として重要であるので維持したいと。ところが、現在のアクションプランの仕組みというのが完全にとまってしまっておりますので、広域的振興の検討を国あるいはこの検討会でやっていただくということのためには、まず何らか動かすことが重要ではないか。このために仕組みを変更するということでありまして、これまでのアクションプランの県からの申請とか国による認定というある意味では重い仕組みであるものを変えて、国としてあくまでも振興指針を参考として示すことを通じて地方による自主的な広域振興計画づくりを後押しするということにしてはどうかと事務局としては考えております。

以上です。

○佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見ございましたら。

はい、永田委員、お願いします。

○永田専門委員 2ページの策定効果の評価の集計について、これは文言だけなんですけど、 について「否定的な意見が上回った」という表現がされていて、何か広域地域内における事業調整が必要ないという意味で否定的と捉えられかねないので、表現を改めていただいた方が良くと思います。例えば、効果が見られないとされる意見が上回ったとかそういう形で書いていただいた方がよろしいのではないかと思います。

この報告で、アクションプランが全然進んでいないということが分かり、ちょっと私はこの報告を聞きましてかなりショックといいますか、こういう状況なんだというのが改めて見させていただいたわけです。評価しないというのが3分の2ということですが、1つは既存の計画で対処できるということでアクションプランを作成する必要性が少ないということなんですけど、これについては現行のように、新たにこれから仕組みを作るやり方を取り、認定していくような重い形ではなく、既にあるものであればそれで充分であるというような方向で考える形にして、そういう形で地域の自主性というのを重んじるという形にするのが良いと思うんです。評価しないというもう一つの理由ですが、アクションプランを作成しても具体的なメリットがないということが挙げられています。それから、広域合併の取組等制度を取り巻く状況の変化もあり、見直しが必要であるという意見も挙げられています。見直しが必要であるということを額面どおり受け取るのであれば、見直した後参加していただけるわけですので、そんなに問題でないのかもしれないけれども、これも言ってみればメリットを見いだすことができていないということになっていると思います。

そうしますと、アクションプランを立てることのメリットというのがもう少し見えるような形に、ぜひ見直しをやっていただきたいというふうに思います。

それともう1つ、市町村合併に絡むことですが、ぜひ旧市町村間の広域連携というような形が具体的に見えるような形で、ぜひ制度を設計していただきたいなという

ふうに思います。

以上です。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

村田委員。

- 村田委員 私は全く違う意見でして。やはりもうこれはもうやめたらいいですね。地方自治体がいないというか、必要ないとされているわけなので、それが国がまた改めてアクションプランをつくれなんていうようなことを押しつけることはないと思うんです。アクションプランが必要ないと言っているのは、それに似たものはもう各県みんなあるんですよ。この振興対策の趣旨というのは間違っているとは思わないけれども、それぞれの県が市町村区域を超えた統合的な地域振興政策をたてていない県がないのであって、やっているわけです。それをまたこの政策で、義務付けじゃないけれども、策定させて認定して事業を採択するなんていうことはもう国の余計なお世話なんであって、やめるべきだと思います。

4 ページ目に新たな課題というのが4 つあります。まず、市町村合併の急進展の中で旧市町村間の広域連携です。これはもう新しい市ができたわけですから、合併の中の旧市町村の連携はその新しい市とか新しい町に任せればいいのであって、その新しくできた市内の旧市町村間の調整を国が口をはさむことは全くないわけですね。ですから、新たな課題ということ言えば、市町村合併、平成の大合併が進められているわけなんだから、ますますこの国のおせっかいという部分はいらなくなる要因になるわけですね。

それから、2 番目の三位一体。これはもうまさに地域の自主性を尊重するんですから、地域の自主性を越えるような国のおせっかい、これもいらない。

それから、3 番目の中山間地域の新しい対策です。先程議論ありましたけれども、新たな対策として集落間の連携みたいなことはこの要素に入れているわけですね。ですから、そういう意味では、それで足りているわけなので、これも新たな対策をとったことによって従来のこの振興計画なるものはいなくなる。

最後もそうですね。これは当たり前で、各種補助金を交付金化したわけですから、まさに地域の自主的な振興計画に任せるわけであって、これもいらない。

つまり、新たな動きから見れば、この従来の政策というのはいかに時代おくれで、だから、いかに旗を振っても県がつくらなくなったわけなんですね。不要になったものを延命させることは全くないと思うんです。

ただ、国に中山間地域というのをどう考えるんだという施策が必要だというのであるならば、勝手に書いて参考として自治体に出しても構わないけれども、それは補助金とかほかの行政と絡めず、勝手にやるというだけなら許せる。そういうものは描いていいんだと思うんですけれども。自治体を縛るというか、拘束する形での政策というのはいらないということはこの資料は示しているのではないかと思います。

○佐藤座長 はい。

地井委員。

○地井委員 私は永田委員と村田委員の中間的なご意見を申し上げたいと思うんですが。特に4ページ、5ページに出ている広域連携というのは、これ釈迦に説法みたいなこともあるかと思うんですけれども、第一次の全国総合開発計画以来課題になっているテーマですよ。国土づくりの根幹に関わる非常に大きなコンセプトだと私は思うんです。そういう観点から、中山間地域の振興をどうしていくかというのは、それなりに私は重要なテーマだと思うんですけれども。確かにおっしゃったように、それは無理やり国が押しついたりとか何かというような形ではない、「広域的な地域振興の可能性を検証する」というふうに書かれていますから、私、可能性を検証していただくのは大変結構だと思うんですけれども、これはもうものすごくハードな仕事だと思います。

そのときに広域、例えば中山間地の直接支払的な面で言いますと、例えば合併した町村で広域連携が必要だというけれども、合併する前から必要だったわけで、それでも簡単にできるなら、合併前の市町村内部でできていたはずですよ。それから、市町村内部で連携しようにも、もう自分のところで手いっぱいというのが、例えば中国山地なんか見ていると連携どころじゃないという問題。

話は少し飛ぶんですけれども、最初の実施状況の10ページに、広域連携とも関連あると思ひまして、対象農用地を持たない農業者及び非農業者の集落予定参加者数というのがあつたんですけれども。これを見ますと、一番右側にその他のうち非農業者数とありますね。1,500人という、これ中国四国地方がダントツに多いんですね、非農業者数の参加が。これは私は広域といつてもそれほど広域ではないかもしれないけれども、やはり集落を越えるというか、いわゆる農業者とか農家という概念を越える連携が図られているんだと思うんですね。ですから、そういう非農業者も含めてどんなふうに地域間の連携が可能なのか。

今の実施状況から見たら、むしろ中山間地と都市の連携の方がもう先行しているわけですよ、中山間同士の連携よりも。ですから、私はもっと地域の非農業者とか、それから農業集落同士の連携というのは本当に可能なのか、できれば私も可能にして底力をつけていつて欲しいと思うわけですね。その時に、連携の内容がどういふ内容で連携するのか。それから、その地区の範囲がどのくらいなのか、内容によって違ふと思うのですけれども。

そういう意味で私は広域的な地域振興の可能性はぜひ追求していただきたい。ただ、それを政策としてどう展開するかということとはまた別にそういうふうに思ひます。

以上です。

○佐藤座長 はい、どうもありがとうございます。

ほかの委員のご意見いただきましよう。

この広域連携については、地井委員のご発言にあったように、今まで色々な形で色々なところで言われてきていますが、なかなか実現されていない、難しい課題だと思います。

はい、お願いします。

- 守友委員 この資料を事前に送っていただいて読んできたのですが、率直に言うと、ああ、まいったなという感じですね。まいったなというのは、中身が悪いということではなくて、評価が何でこんなに低いのかということです。

先程の直接支払の議論の延長で、関連させて言うと、直接支払が一番基本は農地をきちっと守り、多面的機能を維持することだという、かなり限定した制度ですね。それだけでは中山間地域は必ずしもよくはないということで、先程の構造政策との関連などの議論が出てきたわけですね。ですから、直接支払を大きくカバーするような形で別の総合的な施策がいるという、ここは認識は一致しているのですね。その一つの形としてこれになされてきたのですけれども。それに対して評価が厳しい。

今日は、特に広域的な連携ということが課題になると思うのですが。私は連携というと、今、昭和の合併でできた町村が平成の大合併で大きくまとまっていますね。ところが、中山間地域で元気だということを見ると、昭和の合併でできたところのさらに小さい、明治の旧村あたりがいろいろ頑張っていて、そこをどう支援するのかというあたり、そこが直接支払制度とセットで結構頑張っているという事例が多いように思うのです。

そうなりますと、今日出されたこういう非常に大きい平成の大合併という規模の単位での支援策を考えていくという一つの方策と同時に、もっと小さく、明治の旧村レベルまで、小さいところまで考えた上で先程の直接支払などをより有効に機能させる手だては一体何なのかという。こういう複眼的な思考がいるのではないかと思います。

そういうところで、今日出されたのが、これが全てだとは思わないのですけれども、先程の直接支払との補完関係でいうと、ちょっとこれは広すぎてなかなか整合性がよくないなという感じがするのです。直接支払は大変頑張っているし、いい。しかし、それで必ずしも十分でないといったときに、補完するのがこの連携で妥当なのかといったときに、私はどうもちょっと心もとないという気がいたしますので。これと同時にもう少し何か別途方策がご検討中なのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいということであります。

- 佐藤座長 はい。事務局、いかがですか。
- 中山間地域振興室長 特段のこれをという新しいめのものというのは余り頭の中にはないのですが。従来既に基盤整備から箱ものの設置とかあるいはソフト事業とかいろいろな施策がもう幅広に打たれている状況の中で、この対策もそうでありますけれども、これは村田委員、さっき認定とか策定と言われましたが、今回はうちの案は認定行

為とかはやめようということにしておりまして、自由につくっていただいて、それを我々が情報として入れて我々の検討の一助にしたいという認識であります。

いろいろな既に具体的な施策が打たれているので、それをいかに有効な観点からやるかという意味で、うちの振興計画というのはほかのいろいろな山村振興計画とか元気な地域づくりの全体計画というのもありますし、いろいろな計画があるわけですがけれども、それらは市町村を単位にしているとか、あるいは県とか広いところでやれるとしてもやはり市町村が主流になっているようなものがあるので、我々の振興計画というのは市町村間を連携させるという意味で独自性があるのかなということで。うちの計画だけでやろうという気はもちろんありません。さらさらないですし、不可能でありますし、ほかの計画とも連携しながらという位置づけだということであります。

- 佐藤座長 アンケート調査のデータは都道府県を対象ですが、連携している70地区の意見というのはわかりません。
- 中山間地域振興室長 そうですね、これちょっと分析、今、分類してないですね。この中に含まれていると思いますが。そういう意味では2ページ目にあるのがまさにつくったところについて聞いたということで、もうちょっと詳しく分析できるかもしれません。

ただ、その後申請してやっていきたいというところがゼロなんですね。

- 佐藤座長 はい、お願いします。
- 小田切委員 先程、村田委員が市町村合併かあるいは三位一体改革下ではこうした計画というのは大きなお世話だとか発言されておりまして、私もそこまでは全く同じ考えであります。たしかに1つ1つ見ていけばということになるんですが。しかしながら、今の段階ではこの大きなお世話こそすべきだというふうに私は強く感じております。

やはり市町村合併は我々が予想したよりはるかに進んでいる。特に広島県のように中山間地域に奥行きがあるところは中山間地域相互の合併というのもあるんですが、そうでないところは多くが都市部へのいわば吸収合併である。そういう実態がかなりの部分を占めているんだろうと思います。そういう意味で、中山間地域が制度的な意味でも周辺地化しているというこの実態、これに対して国としても警鐘を乱打するといいいましょ。うか、中山間地域対策の重要性を訴える必要性というのがまさに、今、あるんだろうと思います。このことを訴えるのはもちろんその基礎的自治体の住民であると同時に、国や県がそういった訴えを何らかの形でするということは極めて重要な意義を持つ局面に入っていると思います。

ただ、問題が2つあります。そういった訴えを計画という形でするべきなのかどうかということ。それから、2番目は、先程から議論にありますように、過疎計画あるいは山振法の山村振興計画、特定農山村法の基本計画等々、同様な計画が各市町村にあるわけでありまして、それらとの関係が問題となります。そういうようなことを考えると、それらのさまざまな市町村レベルの条件不利対策の計画を包括するようなそんな計画が

今回の新しい総合対策で出てくればそれなりに意味があるのではないかと考えております。

いずれにしても、繰り返しになりますが、私自身は中山間地域の制度的な周辺地化というそういう局面において、何がしかのアクションを国が強くするべきだと思います。

○佐藤座長 はい。

○柏委員 地方分権でやっていくやり方というのは、これは全く地方に任せておいてそのまま新しい仕組みがどんどんできてうまくいくとは全然限らないわけです。例えばEUの場合を見ても、上から地方分権を推進するための仕組みづくりをいろいろとやっている。そのための実験事業をやったりしているわけです。ですから、非常に効率性・効果性の高い地方分権のあり方を進めるためには、やはり上からの一定の改革と指針を示してやる、そしていろいろな実験事業をやって、そしてそういう中であとは地域の自主性に任せるという２段階のプロセスが必要なんだと思います。

そういう意味で、地方分権だからといってレッセ・フェールにやらせていいものができるわけではないということですね。

それから、私実は先日室長にお会いして、この資料の説明を受けましたときに、室長にはあれつくってくれ、これつくってくれといつもご迷惑をかけているんですけども、ひとつの地図をつくってくれという話をちょっと言いました。今、言った広域合併、平成の大合併の地図なんですね。本当にいろいろな種類のタイプがあると思います。今、話にありましたように、要するに、中小都市なり中規模都市があって、その回りの縁辺部に旧過疎市町村というのがあって、ある意味で非常に縁辺地化してしまっているようなところとか。それから、逆に、中山間地域だけが集まってしまっている場合、例えば頸城地域ですね、上越市という形になりましたけれども、ああいったところもある。いろいろなタイプがあると思うんですね。

前者のタイプの方が比較的多いような気がしますけれども、それらをとにかく地図に記してみれば一目瞭然にわかってくるわけです。そして、それなりに中山間地連合みたいな広域と、それからそうでない縁辺地化したようなタイプの、いろいろと分かれてくる。そういう中で、まずはそういう情報を地図化したようなものがまずあると非常に今後の対策立てやすいのかなという気がいたしております。

それから、やはりこの前、東白川村といって明治維新以来一度も分村も合村もしていないところに行っただけですけども、そこは直払金を100%プール化して非常におもしろい取組をやっている１つの直接支払の優良事例なんですけれども。そこの担当者が言っておりましたけれども、「私ももう３月で、今までやってきたけれども、多治見の方の本所の方に行かなきゃいかん」と言っていました、結局この役場に残るのはもう現業部門の人たちだけだ。あとは窓口業務の人たちが残るだけで、産業関連、農林関連の人はみんな本所の方に行ってしまうんだと言っておりました。農協合併のときも全くその

とおりだったと思うんですね。強い農協と弱い農協が連携して山間部と平場の部分と連携して何とかできると期待しても、大抵うまくいっているところはなかったわけです。

ですから、そういう意味では中心部のあるところと、それから縁辺部化した中山間地域が一体となったようなそのような広域合併市町村がかなりふえているとするならば、その縁辺化した地域に新たな地域経営、地域マネジメント、農業のマネジメントにしる内発的発展のマネジメントにしる、そういったものを担う、行政も含めた何らかのパートナーシップ的な新たな地域経営主体というものを、これ本当に考えていくべきだと思います。

地方行政学だとかそういった分野ではいわゆる地域ガバナンスというような言い方をしますけれども、こうした研究はかなり進んでいるわけです。農村研究者らだけが遅れているような気がするんですけれども。やはり新たに農業、それから新産業開発などの内発的発展から社会的なケアまで、そういったことを含めての何らかのPPP、公民パートナーシップ的なものを新たな地域の受け皿というのをしっかりと縁辺部でつくっていくという必要があるんだと思うんですね。

いろいろなやり方はあると思うんです。ヨーロッパでもいろいろなPPPのあり方、PPPといっても10種類、20種類、いろいろなタイプがありますから、いずれにせよ行政なり民間なりNPOなり、場合によっては都市部の市民なりも含めるような形での新しい地域主体というのをつくっていくというような、そういうある意味で1つのチャンスにしていくのも、これも本当に急務ではないかというふうに思っております。

以上です。

○佐藤座長 はい、どうも。

多分、これは大きく分かれる意見でなかなか難しいところでありまして、地方分権という大きな流れの中で、もう地方自治体に任せなさいという意見もあれば、さはさりながら、やはりまだまだ国がそれなりに関わる必要があるというような意見もあると思うんですね。

松田委員、どうぞ。

○松田委員 私もこの結果は大変ショックだったんですが。ここにはミスマッチないしはズレががあったのではないかなと思うんですね。中央におられる先生方のお話は、いまうかがったように、具体的な集落の話が多いです。それらは、県がくみ上げていかなければいけない情報やデータです。しかし、それらは十分にくみ上げられているのでしょうか。一方農水省としては県によるプラン設定と組織化を想定している。この関係にズレがあったのではないかということです。それは小田切先生がおっしゃった第2の点ですね、いくつかのすでに方策があるところに計画立案をお願いしたというかたちであられたのではないかという感想です。

○佐藤座長 はい、どうも。

いかがいたしましょうか。私の認識は、どちらかという小田切委員とか柏委員のご意見にもあったんですけれども、市町村合併で広域化された中で中山間地域がますますわきに追いやられてしまうのではないかという、余分なおせっかいかもしれませんが、そんな危惧もなくはないので、しばらくは、従来よりは、ずっと緩めた、申請、認可ではなくて、国の指針として提示するというような新しい組み換えのもとに様子を見るというのでいかがでしょうか。

はい、内藤委員。

- 内藤委員 私たち消費者からすれば、とにかく農業をつぶしてほしくない、元気になってほしい、それ1つなんです。そうしますと、今、先生方おっしゃった話は行政のレベルですけれども、実際農業者がどんなふうに思っているかということが一番ではないかと思っています。そうしますと、やはり何段階に分けて、地方自治体とともに国もやはり関与していかないとなかなかできない問題ではないかと思いますので。先生方のご意見を伺っていますとすごく難しい、私たちにすると非常に理解できないというか、ちょっと離れた問題かなとも思いますけれども。とにかく農村を元気にしていただかないと、つぶしては困ると。今、アメリカからもいろいろなところで圧力もかかってくることで、農業者にまずはパワーを出してもらう方法を考えていただきたいというのが私の考えです。

- 佐藤座長 はい、どうもありがとうございました。

時間もどんどん過ぎてきているので、この辺でこれについて結論を出したいと思います。村田委員のご意見も十分我々理解しながら、しばらくは今日提案されたような形でやってみるというふうにしたいと思います。

はい。

- 村田委員 座長の意見に異はありません。4ページをまた改めて見ていただきたいんですけれども。基本的課題があって、国が中山間地域についてどう考えているのかという大きな絵というんですか、計画というか、構想というのを持たなくちゃいけないというのは私も同感なんです。ただ、これから現実に起きている新たな動きから見れば、先程、室長がご説明されましたけれども、従来のような策定とか認定だとか事業採択だということはやめて、もうちょっと緩やかな構想というか、参考として示して、各市町村及び県に計画を作ってもら。そもそも、もう計画は各県で持っているんだと思うんですよね。ですから、それをまた見直すなりするときに参考になるものを示したらいいんだと思うんです。

私が言ったのは、従来型のいわゆる策定とか認定というのはもうおやめになったらいんじゃないですかということであって、国が中山間地域の振興策について考えるなどというようなことを言っているわけではありません。先程、座長がまとめられたことに異議はございません。

- 佐藤座長 ありがとうございます。

では、この議題についても、基本的には事務局の案、ご審議いただきました案を了承したということにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

以上で予定されました議題は終わりましたが、事務局の方から何か連絡事項等がございますか。

- 中山間地域振興室長 本日ご議論いただきました16年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況につきましては、6月末日に公表を行うこととしております。

それから、本日ご承認いただきました特認基準の改訂につきましては、早速必要な事務手続をとってまいります。

- 佐藤座長 では、ほかに委員の方からご発言ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

では、本日用意いたしました議題は全てこれで終わりましたので、私の座長はここで終わりたいと思います。ただ、今、事務局からありましたように、平成16年度中山間地域等直接支払制度の実施状況につきましては、6月末日に公表するということですので、それまでの間は、今日お手元にお配りいたしました資料1及び資料2は委員限りの資料だということでお取扱いをよろしくお願いいたします。

- 中山間地域振興室長 本日、大変ありがとうございました。次回の開催予定につきましては、例年ですと来年2月上旬ごろになりますので、それを目途に考えさせていただきます。具体的な日程につきましては改めて調整させていただきたいと考えております。

それから、本日の議事録の公開につきましても、各委員のご承認をいただく必要がございますので、ご発言の内容等につきまして、改めて後日確認のご連絡をさせていただきたいと考えております。

本日はこれで閉会いたします。

ありがとうございました。

- 佐藤座長 どうもありがとうございました。

午前11時56分 閉会